

【靴型装具写真貼付台紙】

被保険者等記号・番号		—	
被保険者名		受診者名	

★靴型装具について

平成30年2月9日付け保医発0209第1号「治療用装具の療養費至急申請にかかる手続き等について」により、平成30年4月1日から、靴型装具に係る療養費支給申請書の提出に際し、原則、当装具の写真（患者が実際に装着する現物であることが確認できるもの）を添付することになりました。

★添付する写真について

靴型装具に係る療養費支給申請書には、以下の点を満たす写真の添付をお願いします。

- ①治療用装具の全体像が確認できる写真であること。
- ②付属部品、マニュアル等購入した全ての治療用装具が撮影されていること。
- ③靴に挿入する中敷き等のタイプなどの場合は、靴から取り出した状態で撮影されていること。
- ④ロゴやタグ等があればそれも撮影されていること。

【写真貼付欄】**正面画像****背面画像****側面画像（左）****側面画像（右）**

※撮影した写真を張り付けて、療養費・家族療養費の申請書に添付して提出下さい。